標識交付証明書

所有者	住所			
	氏名(名称)	滑川市		
使用者	住所			
	氏名(名称)	滑川市		
標識番号		滑川市ひ　４５５		
車種		小型特殊自動車その他		
型式		NR241	車名	ソノタ
車台番号		NR241-0013	総排気量又は定格出力	1493 cc
年式		昭和60 年	型式認定番号	

備考　１．この証明書は、これに記載してある車を使用する場合は、常に携帯し、市の徴税吏員の請求があった場合には、呈示してください。
２．この交付証明書は、廃車の際返納することになっていますから大切に保存してください。

上記のとおり標識を交付したことを証明します。

平成11年12月 6日

富山県滑川市長　澤田　寿朗

次の事由が生じた場合は、その事由が発生した日から１５日以内にその旨申告しなければなりません。

事由		手続に必要なもの
廃車	・使用不可になった場合 ・市外へ転出する場合 ：市外の人に譲渡する場合 ・盗難にあった場合（警察署に届出てから）	・印鑑 ・標識 ・標識交付証明書
名義変更	・市内の人に譲渡する場合	・印鑑 ・標識交付証明書
住所変更	・市内で住所変更した場合	・印鑑 ・標識交付証明書
車台変更	・車両を乗り換えた場合	・印鑑 ・標識交付証明書 ・販売証明書等車台番号のわかるもの
再交付	・標識を紛失した場合 ・標識を破損した場合	・印鑑 ・標識交付証明書 ・破損した標識
その他	・その他申告した事項に異動を生じた場合	・印鑑 ・標識交付証明書

軽自動車税について（地方税法第４４２条の２、第４４５条）

軽自動車税は４月１日現在において、原動機付自転車・農耕車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者または使用者に課税されます。